

ボランティアグループ活性化等発掘支援事業（共同募金助成事業）助成要綱

1 目 的

あらゆる分野におけるボランティア活動の促進を図るため、先進的な活動等を行うボランティアグループ・団体、NPO法人（以下「団体等」という）に対して助成を行い、県内のボランティア活動の向上に寄与することを目的とする。

2 助成対象

団体等が助成決定後から当該年度の3月31日までに実施する事業で、次のいずれかに該当する事業に助成する。

ただし、同一団体等の助成は1回限りとする。

ア．先駆的・開拓的ないし実験的なボランティア活動事業

イ．地域課題の解決や地域福祉の向上に波及効果が期待されるボランティア活動事業

ウ．他のボランティアや地域住民の幅広い参加が期待できるボランティア活動事業

3 助成金の使途および金額

（1）使 途

直接ボランティア活動に必要な消耗品費、印刷製本費、機材購入費等

なお、人件費・家賃・光熱水費・土地造成費・建築改修費・事務汎用機器（パソコン、プリンター等）は対象外とする。

（2）金 額

1 グループ上限200千円とし、上記 2 助成対象ア・イ・ウ.の事業のうち特に重要と思われるものを重点的に採用する。

4 申込方法

所定の申込書を市町村社会福祉協議会へ請求し、申込書（様式1）に添付書類（会則、会員名簿、前年度決算書、当該年度予算書、その他活動内容のわかるもの等、また機材購入の場合は、見積書（写）、カタログ等）を添えて市町村社会福祉協議会へ提出する。

なお、行政区域を超えて広域的な活動を行う団体は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会・富山県ボランティアセンター（以下「県社協」という）へ提出する。

5 申込書の提出

市町村社会福祉協議会は申込書を取りまとめ、県社協へ提出する。

6 選考方法

別途定める期日までに申し込みのあった助成事業について審査の上、富山県社会福祉協議会会長が助成を決定する。

7 助成金の交付

助成決定を受けた団体等は、請求書（様式2）を指定期日までに県社協へ提出する。その後、団体等の口座に振込むものとする。

8 実績報告

助成を受けた団体等は、当該事業終了後速やかに事業実績報告書（様式3）及び収支計算書を、市町村社会福祉協議会を通じ、県社協へ提出するものとする。

なお、行政区域を超えて広域的な活動を行う団体等は、県社協へ直接提出するものとする。

9 助成金の返金

助成決定あるいは助成金の交付を受けていても、次の事項に該当する場合には、助成金の返金を求めることがあります。（様式4）

- ・助成対象期間内に助成対象事業が完了しなかった場合
- ・助成金に余剰があった場合
- ・事務局に相談なく事業を変更又は中止した場合
- ・事務局に相談なく申請時と異なる機材を購入した場合

10 その他

- （1）必要に応じて、更に詳しい書類の提出を求めることがある。
- （2）選考結果は、市町村社会福祉協議会を通じ申込者に通知する。
- （3）助成が決定した団体名、事業内容等については本会の広報誌やインターネット等を通じて一般公開する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。